

## 企画乗船券「おき得乗船券」発行事業約款

2024年5月

(一社) 隠岐ジオパーク推進機構

### (目的)

第1条 本事業は、島内での観光体験メニュー利用と1泊以上の宿泊を必須条件とした企画乗船券の仕組みを導入し、企画乗船券購入者に対し、隠岐航路の運賃・料金（本土隠岐間）を島民割引並み（フェリー2等室復路無料）とすることにより、隠岐への旅行喚起並びに隠岐での消費を促し地域経済活性化に繋げることを目的とする。また電子版でのサービス提供を実施することで、窓口での作業の簡略化および、観光客のデータを集約することを狙いとする。

### (名称)

第2条 企画乗船券の名称は、「おき得乗船券」（以下「企画乗船券」という。）とする。

### (事業実施者等)

第3条 この事業の実施者は、(一社) 隠岐ジオパーク推進機構（以下機構）とする。

2 機構は、企画乗船券の販売に係る業務を隠岐汽船株式会社（以下「販売者」という。）に委託する。

### (定義)

第4条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予約所：企画乗船券の予約受付を行うところをいう。販売者が提供する公式サイト上での予約とする。
- (2) 販売所：企画乗船券の販売を行うところをいう。販売者の七類港及び境港の各営業所とする。
- (3) 引換所：復路の乗船券の引換を行うところをいう。販売者の西郷港、別府港、菱浦港及び来居港の各営業所とする。
- (4) 観光体験：隠岐島内に事業所を有する事業者のうち、この事業に賛同し、機構の登録を受けた者が提供する観光体験をいう。

### (企画乗船券の概要等)

第5条 企画乗船券の概要は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企画乗船券の内容：本土隠岐間の復路乗船引換券とする。宿泊施設（1施設）と観光体験（1体験以上）の利用を証明・確認することにより往路（本土→隠岐）と同じ船種（フェリー2等）の復路（隠岐→本土）運賃を無料とする。  
なお、復路は、往路乗船日の翌日から利用可とする。
- (2) 往路で高速船を利用する場合も復路分の割引はフェリー2等分のみとする。復路高速船を利用する場合は、別途急行料金（大人：3,170円、小人：1,590円）を支払えば利用可とする
- (3) 企画乗船券の発売枚数：機構理事長が別に定めるものとし、予算額の範囲内で追加発行できるものとする。
- (4) 企画乗船券の販売価格（消費税込）  
往復フェリー利用 大人：3,510円、小人：1,760円  
ただし、販売者の運賃改定の際は、価格改定できるものとする。
- (5) 企画乗船券を利用できる者：当企画に参加できる機種スマートフォンを所持し、来島3日前までに公式HPにて予約を行い、販売所にて企画乗船券を購入した本人（代理者による購入を含む）に限る。  
同行者や家族等を含む他人への転売及び譲渡等は不可とする。  
ただし、携帯を所持しておらず、キャンペーンに参画できない子供料金を支払う対象者に対しては境港および七類港にて窓口にて申請すれば紙のスタンプ台紙にて参画可能とする。
- (6) 企画乗船券の利用期間（出発日基準）：毎年4月1日から翌年3月31日まで（1カ年度）とする。ただし、春の大型連休（ゴールデンウィーク）、盆及び年末年始期間など、発行者が別に定める期間の出発は除外とする。なお、復路については、利用除外期間であっても次号に定める有効期間内は乗船可とする。
- (7) 企画乗船券の有効期間：往路乗船日から14日間とする。
- (8) 企画乗船券の購入予約：往路乗船日の3日前までに公式サイトで予約の上、往路乗船日当日に販売所にて購入するものとする。
- (9) 観光体験：企画乗船券の利用に係る観光体験一覧は、公式サイト等に掲載する。

（企画乗船券の表示事項）

第6条 企画乗船券に次の事項を表示する。

- (1) 機構並びに販売者及びその連絡先

- (2) 利用にあたっての注意及び制限事項
- (3) 企画乗船券利用者の紛失・盗難・滅失等に対して、機構及び販売者は免責であること

#### (企画乗船券の予約方法)

第7条 企画乗船券を購入しようとする者は、往路乗船日の3日前までに必要事項を公式サイトの申込ページより申し込み、予約する。なお、原則1端末、1メールにつき1人の予約とする。申込ページからは1回につき1人分の申込となるため、同伴者がいる場合はそれぞれが申し込むこととする。代理で申し込む場合も、それぞれの携帯端末より閲覧可能なメールを使用すること。ただし、キャリアメールは使用できない。

#### (企画乗船券の購入方法)

第8条 企画乗船券を購入しようとする者は、販売所に設置してある乗船名簿に記入の上、営業所にて往路の乗船券を購入し、営業所に提示してある二次元バーコードを読み取りキャンペーンに参加する。

#### (企画乗船券の利用方法)

第9条 企画乗船券利用者は、隠岐島内で宿泊及び観光体験をしたことの両方を証明しなければならない。それぞれ、宿泊、体験の二次元コードを該当施設にて読取、スタンプを取得すること。なお、境港もしくは七類港にて船のスタンプも取得する必要がある。また、3日前にWEBより申込を行い、二次元コードの読み取り可能なスマートフォンを所持しているにも関わらず、キャンペーン参画途中に何らかの不具合により、スタンプ読取ができなかった場合およびスマートフォンを所持しない子供料金を支払う対象者は、特例として紙のスタンプ台紙での参画を許可する。

2 企画乗船券利用者は、船、宿泊、体験のスタンプを取得後、応募ボタンより応募を行い、あらかじめ登録したメールアドレスに届いた引換番号を、引換所に設置してあるタブレットに打ち込み、乗船名簿兼引換券を発券すること。この乗船名簿兼引換券を窓口へ提出し、乗船券と引き換える。

3 紙のスタンプでの参画の場合、宿泊施設による「施設名入りの社印・ゴム印等の押印」、または「施設名の記入及び担当者個人の押印」のいずれかによる証明とし、

観光体験は、「機構が発行するスタンプの押印」による確認とする。

(払戻し)

第10条 一旦購入した企画乗船券は、一切払い戻さないものとする。

(宿泊施設の範囲)

第11条 企画乗船券の利用に係る宿泊施設については、隠岐島内に所在する旅館業法に基づく許可を受けて営業する施設（ホテル、旅館、民宿、簡易宿泊所等）及び住宅宿泊事業法に基づく届出住宅とし、その他の宿泊形態（キャンプ場、個人住宅等）は対象外とする。

(企画乗船券引換券、乗船券の保管等)

第12条 企画乗船券利用者、（以下「利用者等」という。）は、自己の責任において、引換券および乗船券を保管するものとする。

2 利用者等が引換券もしくは乗船券を保管中に紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、利用者等本人がその責を負うものとし、機構は再発行ほか一切その責を負わないものとする。

(その他)

第13条 この約款に定めのない必要な事項は、販売者の運送約款によるほか、構理事長が別に定める。

附 則

この約款は、2024年6月1日から施行する。